

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## ◇ 未払計上した役員報酬の一括支給は賞与か?

Q: 当社はバブルの崩壊で売上げが落ち込んでいます。そこで、社長の私は期首から現在まで会社からは報酬を受けず、未払金経理を行っています。

今期末、業績がよければ一括支給を受けたいと考えていますが、その場合に役員賞与とされるのでしょうか。

A: 報酬と賞与の違いは、支給された給与が定期の給与として支給されたものか、臨時的な給与として支給されたものかという点にあります。

定期の給与とはあらかじめ定められた支給基準に基づいて、定期的に支給される給与をいいますので、通常の昇給の以外に、特定の月だけ増額した場合は、増額部分が賞与とされます。

ご質問の場合、社長の報酬があらかじめ株主総会において定められてる支給基準に基づいて、従来から毎月継続して支給されていたものが、たまたま経営状況の悪化により未払いとなってしまったというのであれば、支給可能時点で一括支給しても、それは単なる未払金の支払と取り扱われます。

しかし、経営状態の悪化により、いったん役員報酬の減額や不支給の決議を行い、業績が回復したからといって、その減額や不支給分を支給すれば、これは役員賞与として、損金には算入されません。

なお、源泉徴収の時期は、現実に支払う時に行えばよいので、役員報酬が確定していても現実に支払がなければ源泉徴収は不要です。

